

SustinaPlus利用規約

本利用規約（以下、「本規約」という。）は、株式会社エナジーコネクト（以下、「当社」という。）が運営する「SustinaPlus」（以下、「本プログラム」という。）の参加及び付随するマーケットプレイスならびに関連サービス（以下、「本サービス」という。）の利用条件を定めるものです。本プログラムへの参加者（以下、「参加者」という。）は、本規約に同意の上、本サービスをご利用いただくものとします。

第1条（適用）

本規約は、本プログラムへの参加および本サービスの利用条件ならびに参加者と当社との間の権利義務関係を定めることを目的とし、本プログラムに関連するすべての関係に適用されるものとします。

第2条（本プログラムの目的）

- 1 本プログラムは、再生可能エネルギーの価値をデジタルトークン化し、その取引や活用を通じて、持続可能な開発目標（以下「SDGs」といいます）に関連する活動を支援するサステナビリティ推進プログラムです。
- 2 本プログラムは発電者、サポーター、ホストという三者間の相互支援によって構成され、持続可能な社会の実現に向けた活動を広く支援・促進することを目的とします。

第3条（本サービス）

- 1 本サービスは、当社が提供する、ブロックチェーン技術を活用したオンラインプラットフォームおよびこれに付随する関連サービスを指します。
- 2 当社は、本プログラムにおけるトークンの発行および各種取引を、安全かつ公正に行うための機能を提供し、参加者が本プログラムを円滑に利用できるよう本サービスを提供するものとします。

第4条（定義）

本規約において使用する用語の意義は、以下に定めるとおりとします。

- 1) SustinaPlus
本プログラムの名称であり、本サービスを内包します。
- 2) SDGs
2015年9月25日に国連総会で採択された、持続可能な開発のための17の国際目標を指します。
- 3) プロジェクト
SDGsを達成するために行う具体的な計画およびその取組みや活動を指します。
- 4) 発電者
再生可能エネルギーを生産し、その環境価値をエレメントとして発行する者を指します。
- 5) サポーター
エレメントを取得し、プロジェクトにミントして支援を行う者を指します。
- 6) ホスト
SDGsプロジェクトを登録し、その活動を主体的に行う者を指します。
- 7) エレメント

再生可能エネルギーの環境価値を表すデジタルトークンを指します。

- 8) プロジェクトトークン
サポーターがミントを行った際に発行される、プロジェクトへの支援を証明するデジタルトークンを指します。
- 9) ミント
エレメントをSDGsプロジェクトに割り当てる行為を指し、これによりプロジェクトトークンが発行されます。
- 10) サポーター特典
ホストがプロジェクトトークンの所有者であるサポーターに対して提供する物品・サービス・優待、その他の便益等を指します。
- 11) ウォレット
デジタルトークンの管理や取引に使用されるウォレットアプリケーション（電子財布）を指します。
- 12) マーケットプレイス
エレメントおよびプロジェクトトークンを取引する当社運営のオンラインプラットフォームを指します。
- 13) 出品者
エレメントまたはプロジェクトトークン（以下、「トークン」といいます。）をマーケットプレイスで販売する者を指します。
- 14) 購入者
マーケットプレイスでトークンを購入する者を指します。
- 15) 販売手数料
出品したトークンが購入された際に、出品者が当社に支払う手数料を指します。

第5条（本プログラムへの参加要件）

1 本プログラムへの参加は、本規約を遵守し、SDGsおよび本プログラムの趣旨に賛同の上、これに基づく活動を支援する意思を有する者であれば、自由に参加および脱退することができるものとします。ただし、過去に本規約第34条（禁止行為）に違反し、その違反が認められた日から起算して3年を経過していない者、または第37条（反社会的勢力の排除）に該当する者は、参加を認めません。

2 前項に定める要件に反して参加が発覚した場合、当社は該当者の参加資格を即時抹消することができるものとし、それにより生じた損害について一切の責任を負いません。

第6条（本サービスの利用）

1 参加者は、次条に定める登録アカウントとして有効に登録されている期間内に限り、本規約の目的の範囲内でかつ本規約に違反しない範囲内で、当社所定の方法に従い、本サービスを利用することができます。

2 本サービスの提供を受けるために必要な、コンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備（必要なアプリケーションのインストールを含みます。）及び維持は、登録ユーザーの費用と責任において行うものとします。

3 参加者は自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。

4 参加者は、本規約に違反することにより又は本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければなりません。

5 本サービスの利用には、ウォレットアプリケーション「メタマスク」の接続が必要です。メタマスクは第三者が提供するアプリケーションであり、その機能や不具合、対象デバイスへのインストール等に伴う不都合について、当社は一切の責任を負いません。参加者は自己の責任でメタマスクを利用するものとします。

第7条（アカウント登録）

1 本プログラムに参加しようとする者（以下、「登録希望者」という。）はSustinaPlusウェブサイト上（以下、「本サービスサイト」という。）において当社所定の情報を登録することにより、アカウント登録の申込みをするものとします。アカウント登録の申込みをもって、登録希望者は登録情報が真実かつ正確であることを保証し、かつ、本規約に同意したものとみなします。

2 登録希望者は、アカウント登録の申込みを行った後は、当該申込みを撤回することができません。

3 当社は、アカウント登録の申込みを行った登録希望者に対し、当社所定の本人確認手続きを行うことができます。また、当社は、事後に本人確認の再確認を求めることがあり、登録希望者はこれに応じる義務を負うものとします。

4 登録希望者がアカウント登録に必要な情報を正確かつ完全に提供し、当社が定める要件を満たした場合、認証用のURLを通知します。登録希望者は通知された認証プロセスを完了することで、本プログラムの参加者として登録が完了するものとします。

5 登録希望者によるアカウント登録の申込みを受理した場合であっても、次の各号のいずれか（以下、「登録拒否事由」という。）に該当し、または該当するおそれがあると当社が判断した場合、当社は申込みを拒否し、または登録後にその登録を抹消することができるものとします。なお、当社はアカウント登録の可否に関する審査結果の理由を一切開示しません。

- 1) 法令等違反、犯罪行為又は本規約等違反がある場合
- 2) 過去に、法令等違反、犯罪行為又は本規約等違反があった場合
- 3) 登録情報に虚偽がある場合
- 4) 反社会的勢力又は制裁対象者に該当する場合
- 5) 当社所定の本人確認に応じない場合
- 6) 不正トークンの出品又は販売等をした場合
- 7) 上記各号の他、当社が合理的理由によりアカウント登録の申込みに対してお断りする必要があると判断した場合

6 前項に基づくアカウント登録の拒否または抹消により、登録希望者に生じた一切の損害または損失について、当社は何ら責任を負わず、登録希望者は当社に対して損害賠償を含む一切の請求を行うことができないものとします。

第8条（登録情報の変更）

1 参加者は、当社に提供した登録情報に変更があった場合、本サービスサイトからアカウント情報の変更を行うことにより、当該変更事由を当社に通知するものとします。利用者が当該通知を速やかに行わなかったことに起因又は関連して損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第9条（アカウント情報の管理）

- 1 参加者は、ID・パスワード等のユーザーアカウント情報について、自らの責任において厳重に保管及び管理するものとします。
- 2 参加者のアカウント情報が盗難、紛失、漏洩、若しくは第三者に利用された場合、又はそのおそれがある場合、参加者はその旨を速やかに当社に通知するとともに、当社の指示に従うものとします。
- 3 参加者によるアカウント情報の紛失、漏洩その他参加者の責に帰すべき事由により、アカウントへのログインが不可能となった場合、又は第三者に利用された場合に生じる参加者の損害について、当社は一切の責任を負いません。

第10条（アカウントの削除・凍結・抹消）

- 1 参加者は、本サービスサイトから、いつでも自らのアカウントを削除することができます。アカウント削除後、参加者に関連するトークンデータおよびその他の情報は再利用できず、当社は削除されたデータの復元や保管について一切の義務を負いません。ただし、ブロックチェーン上に保存されたトークンデータ（プロジェクトトークン）についてはこの限りではありません。
- 2 当社は、参加者が本規約第7条第5項に定める登録拒否事由、第34条（禁止行為）および第35条（登録取消等）に該当する場合、事前に通知又は催告することなく、参加者のアカウントを凍結または抹消することができるものとします。
- 3 凍結されたアカウントの地位回復を希望する場合、参加者は、当社が指定する手続きに従い、必要な情報および証拠を提供するものとします。当社は、提供された情報および証拠を精査し、合理的な判断に基づいてアカウントの地位回復または抹消を決定します。なお、当社は、当該審査プロセスおよびその判断理由について、一切の開示義務を負いません。
- 4 アカウント削除または抹消に伴い、参加者は当該アカウントに関連するトークンデータや情報の再利用を要求することはできません。当社は、削除または抹消後のデータに関して、いかなる保管義務も負わず、これにより生じた損害や損失についても一切の責任を負いません。

第11条（発電設備所有者登録）

- 1 本プログラムにおいて発電者として活動しようとする者は、次の各号に定める発電設備を所有していることを条件とします。
 - 1) エネルギー供給構造高度化法に基づく再生可能エネルギー源として政令で定められた発電設備を所有していること
 - 2) 改正再生可能エネルギー特別措置法に基づく、FIT・FIP制度における「事業計画認定」（旧設備認定）を受けた、または非化石電源登録にて設備IDを取得した発電設備を所有していること
 - 3) 電気事業法に基づく送配電事業者（以下、「送配電事業者」という。）が管理する送電網に系統連係し、関係法令および技術基準に基づき運用されている発電設備であること
 - 4) 現に物理的に存在し、正常に稼働している、または稼働可能な状態にある発電設備を所有していること
 - 5) 継続的に運用され、発電された電力が有効に利用されている、または利用される予定であることが確認できる発電設備であること
 - 6) その他、当社が別途定める要件を満たしている発電設備であること
- 2 前項に基づく発電設備を有する者は、本サービスサイトにおいて、発電設備所有者登録を行うことにより、本プログラムにおける発電者としての資格を取得するものとします。

3 発電設備所有者登録を行おうとする者は、虚偽や不正のない正確かつ完全な情報を提供する義務を負うものとします。

4 登録内容に虚偽または不正が発覚した場合、当社は事前の通知なく、当該登録を取り消すことができるものとします。

5 前項に基づく登録の取り消しにより、発電設備所有者またはその他の第三者に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

第12条（発電所登録）

1 前条に基づき発電設備所有者登録を完了した発電者が、次条に定める発電量申告を行うには、対象となる発電設備をあらかじめ登録（以下、「発電所登録」という。）する必要があります。

2 発電者は、登録を希望する発電設備の情報を正確かつ完全に提供し、当社に対して発電所登録審査を依頼するものとします。

3 当社は、提供された発電所情報を精査した上で、経済産業省資源エネルギー庁が提供する再生可能エネルギー電子申請システムを通じて対象発電設備の照会（以下、「設備照会」という。）を実施します。

4 発電所登録は、前項に基づく設備照会が成功した場合に限り完了するものとします。

5 発電者は、発電所登録審査の依頼をもって当社が設備照会を行うことに同意するものとします。

第13条（発電量申告）

1 発電者は、発電所登録を完了した後、当該発電所に関する発電量を申告することができるものとします。

2 発電量申告は、対象発電設備が所在する地域の送配電事業者が定めた検針基準日に基づき、月単位で行うものとします。

3 発電量申告は、前項に基づく対象月の発電期間開始日から90日以内に行うものとし、期限を過ぎた場合は、当該月分の発電量申告権が失効するものとします。

4 発電量申告においては、売電、自家消費等の運用形態にかかわらず、対象月に発電された全量を申告し、その真正を証明するために、発電者は当社が指定する根拠資料（以下、「証明帳票等」という。）を申告時に提出するものとします。

5 当社は、提出された証明帳票等に不備や不鮮明、またはその真正性に疑義が生じた場合、当該申告を無効とすることができるものとします。

6 当社は、申告発電量が計量法およびその他関係法令に基づき適正に計量されたものであるかを審査し、当該申告が受理された日から起算して7日以内に、申告発電量の承認の可否に係る審査結果を発電者に通知するものとします。

7 前項の審査により、申告された発電量が承認された場合、その発電量は本プログラムにおいて有効な発電実績（以下、「認定発電量」という。）として認定されるものとします。不承認となった場合、発電者は、本条に定める申告期限内に限り、再申告を行うことができるものとします。

8 当社は、審査結果について、その理由を発電者に一切開示しません。また、審査結果に対する異議申し立てや再審査の要求には応じないものとします。

第14条（発電量申告手数料）

1 発電者は、前条に基づく発電量申告もしくは再申告を行う場合、申告する発電量に応じた手数料を当社に支払うものとします。

2 申告手数料は、0.4円/kWhとし、申告時に当社が指定する暗号通貨（POLまたはWETH）で支払うものとします。暗号通貨の換算は、申告時点における市場価格に基づくものとし、本規約第31条（時価換算）の規定に従うものとします。（以下、「時価換算」という。）

第15条（エレメント発行）

1 エレメントは、認定発電量が1,000kWhに達するごとに1つ発行され、当該発電量を申告した発電者に付与されます。

2 認定発電量が1,000kWhに満たない場合、認定発電量は累積され、次回以降の発電量申告と合わせて1,000kWhに到達するまで繰り越すものとします。

3 エレメント発行時、累積された認定発電量はリセットされます。ただし、1,000kWhを超過する分の認定発電量が残存する場合、その超過分は次回以降に繰り越すものとします。

第16条（エレメントの出品）

1 エレメントをマーケットプライスに出品できる者は、次の各号に定める者としてします。

1) 自己の発電量申告により取得したエレメントを、現に保有している発電者。

2) 次条に定める第17条（エレメントの購入）に基づき、本サービスからエレメントを購入し、現にエレメントを保有している参加者。

2 出品者は、エレメントの出品価格をPOL（暗号通貨）で設定するものとします。

3 エレメントの取引が成立した際、出品者は販売価格の10%を販売手数料として当社に支払うものとします。

4 販売手数料は売上金から差し引くものとし、当社はその差引後の売上金を出品者に支払うものとします。

5 売上金の支払いは、購入者が選択したPOLまたは時価換算したWETHのいずれかの暗号通貨で行われ、取引成立時に即時処理されます。ただし、ネットワークの混雑やネットワーク手数料（以下、「ガス代」という。）の設定状況により、支払いが遅延する可能性があることを出品者はあらかじめ承諾するものとします。

6 出品者は、エレメント出品時に商品説明等を目的に任意で公開コメントを設定することができます。当該コメントには公序良俗に反する内容を含めてはならないものとし、これに違反した場合には、第10条（アカウントの削除・凍結・抹消）の規定に基づき、アカウント資格の凍結や抹消の措置を講じる場合があります。

7 当社は、不正な出品または疑わしい行為があると判断した場合、出品者の承諾を得ることなく、当該出品を取り下げることができるものとします。また、この措置により生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第17条（エレメントの購入）

1 参加者は、当社が運営するマーケットプライスを通じてのみエレメントを購入することができます。正規の手段によらず取得されたエレメント、または偽造・不正に発行されたトークンは、その理由の如何を問わず不正トークンとして扱うものとします。

2 購入者は、当社が指定する暗号通貨を使用して、マーケットプライスに掲載されたエレメントの購入代金を支払うものとし、支払い完了後に当該エレメントの所有権および関連するすべての権利が購入者に移転するものとします。

3 購入手続きが完了した時点で、購入者と出品者との間で取引契約が成立するものとします。

一度成立した取引契約は、成立以後、いかなる理由においても解除および無効にすることはできません。

4 購入者は、購入手続きに際して発生するガス代を負担するものとします。

第18条（プロジェクトの基本要件）

1 ホストは、プロジェクトが目指す目標を、SDGsの17の目標の中から1つ選定した上で、次の各号の要件を満たす具体的な活動内容を設定するものとします。

1) 実現性

プロジェクトは、目標達成に向けて実現可能な内容および計画であること。計画には実行に必要なリソース、期間、手段が具体的に明示されていること。

2) 実効性

プロジェクトの活動内容は、目標に対して実際に貢献できる具体的な取り組みであり、単なる理論に留まらず、具体的なアクションが含まれていること。

3) 明確性

プロジェクトの目標、内容、および計画は、ホスト自身だけでなく、サポーターや関係者にも明確に理解できるように記載されていること。特に、目標達成に至るプロセスが具体的かつわかりやすく説明されていること。

2 プロジェクトは、個人活動、企業・団体活動、事業活動、その他目標達成に資するイベントや取り組みを含むものとします。

3 ホストは、設定した目標および計画に基づき、目標達成に向けてプロジェクトを誠実に遂行するものとします。

4 ホストは、プロジェクトの遂行にあたり、以下の各号を遵守するものとします。

1) 持続可能性

プロジェクトの活動は、その期間や規模にかかわらず、社会、経済、環境に与える影響を十分に考慮して実施されること。

2) 透明性

プロジェクトの進捗状況や活動内容を定期的に報告し、サポーターおよび関係者に対して透明性と公平性を確保すること。

3) 倫理性

プロジェクトを通じて、詐欺、不正、虚偽の表示、その他の犯罪行為を一切行わない。また、SDGsウォッシュやグリーンウォッシュ等の手段として利用しないこと。

第19条（プロジェクト登録）

1 ホストは、プロジェクトの基本情報等を含む必要事項（以下「プロジェクト情報」という。）を、本サービスサイトの指定されたフォームに従って入力し、プロジェクト登録手続きを行うものとします。

2 ホストは、プロジェクト登録手続きに関して、本プログラムで定められた利用ガイドに従い、当社に対して正確なプロジェクト情報を提供するものとします。

3 ホストは、当該プロジェクトへのミントによって発行されるプロジェクトトークンが不可逆的であることを十分に認識したうえで、ミント制限（発行上限）を設定するものとし、当該発行に関するすべての結果責任を負うものとします。

4 以下の各号に定める項目については、新規登録後、いかなる場合も変更することができません。

1) シンボル：本プログラムにおけるプロジェクトの識別コード

2) 有効期間：プロジェクトにかかるミントの受付期間。

5 プロジェクトの登録手続きの完了により、本サービスサイト上において当該プロジェクト情報は即日公開されるものとします。

6 ホストは、当社がプロジェクト情報を、本プログラムの円滑な運営およびサービスの提供・改善のために必要な範囲で使用することに同意するものとします。

第20条（サポーター特典）

1 サポーター特典（以下、「特典」という。）は、サポーターが本規約第24条に基づき、プロジェクトに設定された必要トークン数のプロジェクトトークンを取得した時点で、そのプロジェクトのホストと当該サポーターの間で、本条各項に基づく特典提供に関する契約が成立するものとします。なお、当該プロジェクトにその他の特典提供の条件が事前に明記されている場合、これらの条件は当該契約の一部を構成するものとします。

2 ホストは対象のサポーターに対し、プロジェクトに設定した特典をその提供条件に従って適切に履行する義務を負います。ただし、当該サポーターが特典提供に必要なトークン数を保持しなくなった場合、その時点で当該契約は失効するものとします。

3 ホストが設定する特典は「固定」または「変動」の区分に従って提供されるものとします。

4 「固定」特典は、ホストが特典の区分または内容を変更した場合でも、履行義務は引き続き存続するものとします。

5 「変動」特典の場合、ホストはプロジェクトの進展に応じて特典内容を変更（特典提供の停止・廃止を含む）できるものとし、その変更は発行済みのプロジェクトトークンにも適用されるものとします。ただし、ホストが特典内容を変更しようとするときは、サポーターに対しその説明責任を負うものとします。

6 当社は、ホストとサポーターとの間で成立した特典提供に関する契約の内容やその履行に関して、一切の責任を負わないものとします。また、両者間で発生した紛争や問題についても、当社は一切関与せず、契約当事者間で信義誠実の原則に従って解決するものとします。

第21条（プロジェクトの変更および休止）

1 ホストは、プロジェクト登録後にプロジェクト情報を変更する場合、本サービスサイトを通じて変更手続きを行うものとします。手続き完了後、プロジェクトの内容は即時に反映され、変更履歴が公開されるものとします。

2 ホストは、不測の事態またはやむを得ない事由によりミントの受付を一時停止する必要がある場合、プロジェクトを休止することができるものとし、休止中は新規のミント受付を停止するものとします。

3 ホストがプロジェクトを休止する場合、ホストはサポーターに対し、休止の理由、状況、および再開の目途を適切に周知する義務を負うものとします。

4 ホストがプロジェクトの再開を希望する場合、本サービスサイトから再開手続きを行うものとします。

第22条（プロジェクトランク）

1 プロジェクトランクは、プロジェクトにミントされたエレメントの総数に基づいて自動的に設定され、本サービスサイトに公開されるものとします。

2 プロジェクトランクは、次の基準に従って決定するものとします。

ランク名	Rank Name (英表記)	ミント総数
ウッド	Wood	100未満
ブロンズ	Bronze	100以上、1,000未満
シルバー	Silver	1,000以上、10,000未満
ゴールド	Gold	10,000以上、100,000未満
プラチナ	Platinum	100,000以上、1,000,000未満
ダイヤモンド	Diamond	1,000,000以上

第23条 (プロジェクトの抹消)

1 当社は、ホストが次の各号のいずれかに該当する場合、事前の通知をもってプロジェクトを抹消することができるものとします。ただし、抹消に至る前に、ホストに対し必要に応じて改善の機会を提供し、合理的な期限を設けた上で通知するものとします。

- 1) ホストが本規約、利用ガイド、その他関連する法令に違反した場合。
- 2) 登録されたプロジェクトが虚偽の情報に基づいている、または誤解を招く情報を提供したと当社が判断した場合。
- 3) ホストがプロジェクトの進行を故意または過失により放棄したと認められる場合。
- 4) プロジェクトが長期間休止状態にあり、ホストが合理的な説明を行わず、当社がプロジェクトの存続が適切でないと判断した場合。
- 5) その他、当社が合理的かつ正当な理由に基づき、プロジェクトの抹消が必要であると判断した場合。

2 当社は、前項に基づきプロジェクトを抹消する場合、その理由をホストに通知するものとします。ホストは通知を受けた日から10日以内に異議を申し立てることができるものとし、期限内に異議の申し立てがない場合は、当該プロジェクトの抹消に同意したものとみなします。なお、当社が指定する方法によりホストから有効な異議申し立てがあった場合、当社はその内容を精査した上で最終的な決定を行うものとします。

3 プロジェクトが抹消された場合、当該プロジェクトトークンは、本プログラム内での権利を失効し、以降、本サービス内での利用はできないものとします。

4 当社は、プロジェクトの抹消によって発生したホスト、サポーター、または第三者の損害について、一切の責任を負いません。

第24条 (ミント)

1 参加者は、プログラム内で公開されているプロジェクトを自由に選択し、自己の責任と裁量に基づいてミントを実行するものとします。

2 参加者がミントを実行した場合、当該参加者は次条に定めるプロジェクトトークンを取得するものとします。ただし、ホストがミント制限を設定している場合、参加者はその制限に従うものとします。

3 ミントの実行に伴うガス代は参加者が負担するものとします。

第25条 (プロジェクトトークンの発行)

- 1 プロジェクトトークンは、前条に基づくミントによってエレメントと一対一の関係で変換されるものとし、ミントされたエレメントは消失し、プロジェクトトークンがあらたにブロックチェーン上に発行されるものとします。
- 2 プロジェクトトークンは、サポーターが当該プロジェクトに対して行った支援を証明するデジタルトークンであり、本プログラムにおいてその効力を有するものとします。
- 3 プロジェクトトークンは、ホストが設定したミント制限（発行上限）の範囲内で不可逆的に発行されるものであり、変更や取り消しは一切できません。また、当社はいかなる事由においてもエレメントまたは費用の返還請求に一切応じないものとします。
- 4 発行されたプロジェクトトークンは当該サポーターのウォレットに所有権が紐付けられません。サポーターは、自己の責任でウォレットの安全性を確保し、所有権に関わる管理および運用を行うものとします。
- 5 サポーターは、ウォレットのセキュリティについて全責任を負うものとし、不正アクセスやフィッシング、その他の技術的問題によりプロジェクトトークンの所有権が損なわれた場合、当社は一切の責任を負いません。

第26条（サポーターのリスク）

- 1 サポーターは、トークンの取得によりホストが設定した特典を受ける権利を有します。ただし、特典の提供に際して必要トークン数および、提供条件、その他の追加要件が設定されている場合、サポーターはこれらに同意し、各種要件を満たす必要があります。また、特典が「固定」でない場合、ホストがプロジェクトの進展に応じて特典内容や提供条件を変更する可能性があります。サポーターはこれらの変更に関して、当社に異議を申し立てることはできません。特典の変更がサポーターに不利益をもたらす場合でも、当社はその一切の責任を負わないものとします。
- 2 サポーターは、次の各号に掲げるリスクを十分に理解し、承諾するものとします。当社はこれらのリスクに起因して生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の明らかな過失による場合はこの限りではありません。
 - 1) ホストが設定するミント制限（発行上限）は、サポーターがトークンをミントする際に影響を与えるものであり、ミント制限の緩和（発行上限の引き上げ）等により、サポーターが保有するトークンの価値が減少または希薄化する可能性があります。
 - 2) プロジェクトの進行中に、ホストの判断によりプロジェクトが休止または中止される場合があり、その場合は新規ミントの受付が停止されます。これにより、サポーターがプロジェクトトークンの利用に制限を受ける可能性があります。
 - 3) プロジェクトトークンは、プロジェクトの進行状況やそれに伴う社会的評価等により、その価値が変動する可能性があります。
 - 4) 当社が予期しえないリスク、不可抗力（天災、法改正、技術的トラブルなどを含むがこれに限らない）による影響により、トークンの価値が変動したり、利用に制限が生じたりする可能性があります。
 - 5) 本規約第32条（本プログラムの終了）に基づき、本プログラムが停止または終了した場合、または当社による経営上の重大な変更や意思決定が行われた場合にトークンの価値が減少する、または利用できなくなる可能性があります。

第27条（ミント報酬）

1 当社は、サポーターが本サービスにおいてミントを実行した場合、その対象プロジェクトのホストに対し、ミント実行時点におけるプロジェクトのランクに基づき、下表に定める金額をミント報酬として支払います。

ランク名	Rank Name (英表記)	報酬額 (円)
ウッド	Wood	300円
ブロンズ	Bronze	330円
シルバー	Silver	350円
ゴールド	Gold	365円
プラチナ	Platinum	375円
ダイヤモンド	Diamond	380円

2 ミント報酬は、前項に基づく報酬額 (円) を、ミント実行時に暗号通貨 (POL) に時価換算して支払うものとします。

3 ミント報酬の支払いはミント完了時に、ホストが指定したウォレットアドレスへ即時に送金するものとします。ただし、ネットワークの混雑や技術的な問題により、支払いが遅延する場合がありますことを、ホストはあらかじめ承諾するものとします。

第28条 (プロジェクトトークンの出品)

1 サポーターは、本プログラムにおいて取得したプロジェクトトークンを、本サービスを通じて出品し、他の参加者に対して販売することができるものとします。

2 出品者は、プロジェクトトークンの出品価格をPOL (暗号通貨) で設定するものとします。

3 プロジェクトトークンの取引が成立した際、出品者は販売価格の10%を販売手数料として当社に支払うものとします。

4 販売手数料は売上金から差し引くものとし、当社はその差引後の売上金を出品者に支払うものとします。

5 売上金の支払いは、購入者が選択したPOLまたは時価換算したWETHのいずれかの暗号通貨で行われ、取引成立時に即時処理されます。ただし、ネットワークの混雑やネットワーク手数料 (以下、「ガス代」という。) の設定状況により、支払いが遅延する可能性があることを出品者はあらかじめ承諾するものとします。

6 プロジェクトトークンの出品および取消にかかるガス代は、出品者が負担するものとします。

第29条 (プロジェクトトークンの購入)

1 参加者は、当社が運営するマーケットプレイスを通じてのみプロジェクトトークンを購入することができます。正規の手段によらず取得されたトークン、または偽造・不正に発行されたトークンは、その理由の如何を問わず不正トークンとして扱うものとします。

2 参加者は、当社が指定する暗号通貨を使用して、マーケットプレイスに掲載されたプロジェクトトークンの購入代金を支払うものとし、支払い完了後に当該プロジェクトトークンの所有権および関連するすべての権利が購入者に移転するものとします。

3 購入手続きが完了した時点で、購入者と出品者との間で取引契約が成立するものとします。一度成立した取引契約は、成立以後、いかなる理由においても解除および無効にすることはできません。

4 購入者は、購入手続きに際して発生するガス代を負担するものとします。

第30条（ロイヤリティ）

1 当社は、参加者間において前条に基づくプロジェクトトークンの取引が成立した場合、当該プロジェクトのホストに対し、次項に基づくロイヤリティを支払うものとします。

2 ロイヤリティは、当該プロジェクトトークンの売買価格に、取引成立時のプロジェクトランクに応じて、下表に定めるロイヤリティ率を乗じて算定するものとします。

ランク名	Rank Name（英表記）	ロイヤリティ率
ウッド	Wood	7.0%
ブロンズ	Bronze	7.25%
シルバー	Silver	7.5%
ゴールド	Gold	7.75%
プラチナ	Platinum	8.0%
ダイヤモンド	Diamond	8.25%

3 ロイヤリティの支払いは、プロジェクトトークンの購入者が選択したPOLまたはWETHのいずれかの暗号通貨で行われ、取引成立時に即時処理されます。ただし、ネットワークの混雑やネットワーク手数料（以下、「ガス代」という。）の設定状況により、支払いが遅延する可能性があることをホストはあらかじめ承諾するものとします。

第31条（時価換算）

1 本規約において「時価換算」とは、次の各号に基づき、取引時点の暗号通貨の市場価格で換算することを指します。

1) 円からPOLまたはWETHへの換算

CoinGecko APIを通じて取得した取引時点でのPOLまたはWETHの日本円価格（JPY価格）に基づいて算定するものとします。

2) POLからWETHへの換算

取引時点におけるPOLおよびWETHの日本円価格（JPY価格）をCoinGecko APIから取得し、その相対比較換算によって算定するものとします。

2 本サービスにおける時価換算は、CoinGecko※が提供する価格指標を使用するものとし、CoinGecko APIを通じ、対象となる通貨識別子を用いて取得するものとします。

3 APIや関連する外部サービスの障害、その他の予期し得ない事由により、時価換算に支障が生じた場合、当社は速やかに対応を講じ、参加者への影響を最小限に抑える措置を講じるものとします。この場合、当社は代替手段の導入や取引の一時停止を行うことがあり、利用者はあらかじめこれを承諾するものとします。

4 前項に起因して、時価換算の遅延、誤差、情報取得不能などにより参加者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負いません。利用者は、サービスの性質上、外部データの取得や変動

性に伴うリスクが含まれることを理解し、これを許容するものとします。ただし、当社の明らかな過失による場合はこの限りではありません。

第32条（介入および凍結）

1 当社は、参加者が本規約第34条に定める禁止行為に関連する取引を行っている場合、またはその疑いがある場合において、必要によりトークンの取引に介入することができるものとします。この場合、取引は一時的に制限され、当社による調査および是正措置が完了するまで再開しないものとします。

2 当社は、前項に基づき必要と判断した場合、当該トークンの移転を凍結し、参加者間での取引が行えないよう措置を講じることができるものとします。この場合、当該トークンの移転は当社が管理するアドレスにのみ制限されます。

3 凍結されたトークンのアンフリーズ（凍結解除）は、禁止行為の疑義が解消され、当社が当該トークンの取引に関連するリスクや悪影響が完全に除去されたと判断した場合にのみ行うものとします。

4 当社は、当該トークンが明らかに不正トークンであると判断した場合、または本プログラムの健全性を維持するために必要と認めた場合には、当該トークンを消滅させることができるものとします。

5 本条に基づく介入およびトークンの凍結または消滅により生じた参加者およびその他第三者の損害について、当社は損害賠償その他一切の責任を負わないものとします。

第33条（本サービスの停止等）

1 当社は、法令等の制定・改廃・解釈変更、行政機関の処分・命令・指導、自主規制規則の制定・改廃その他当社が従うべき法令等若しくは規則等が制定若しくは改廃された場合、または当社の業務上の必要が生じた場合は、本プログラムおよび本サービスの内容を変更し、または提供を終了することができるものとします。

2 当社が本プログラムおよび本サービスの提供を終了する場合、当社は終了前の適切な時期に参加者にその旨及び終了日を通知するものとします。但し、緊急を要する場合はこの限りではないものとします。

第34条（禁止行為）

1 参加者は、本プログラムへの参加および本サービスの利用に関連して、以下の各号に掲げる事項のいずれかに該当する行為、または該当するおそれがある行為をしてはならないものとします。

- 1) 法令等違反、犯罪行為または公序良俗違反
- 2) 無限連鎖講を開設し、若しくはこれに加入することを勧誘し、またはこれらの行為を助長すること
- 3) マルチ商法（連鎖販売取引）を行うこと、またはこれを助長すること
- 4) 当社または第三者の知的財産権、人格権、営業秘密・ノウハウ等その他権利利益を侵害すること
- 5) 当社、または第三者を誹謗中傷若しくは侮辱し、またはその名誉若しくは信用を毀損すること
- 6) 虚偽の情報により、プロジェクトまたはホストの信用を失墜させ、または評価を貶める行為
- 7) 保有者が許諾された利用権の範囲を越えて、トークンを使用または利用すること

- 8) 自らのアカウントまたはアカウント情報を第三者に利用させ、または貸与、譲渡若しくは売買等を行うこと
 - 9) 第三者のアカウント情報を使用する行為
 - 10) 自分以外の第三者になりすまして本プログラムまたは本サービスを利用すること
 - 11) 法令等違反、犯罪行為または本規約等違反の目的で一人の利用者が複数のアカウントを登録すること
 - 12) 取引契約が成立したトークン代金を不正に支払わないこと
 - 13) 自分以外の参加者の個人情報又は利用情報を収集すること
 - 14) 第三者または参加者自らのシステム、ソフトウェア又はアプリケーションを利用して本サービスサイト上のトークンのシステムトレード、自動売買等の取引を行うこと
 - 15) 当社が本サービスに関連して提供するインターフェース以外の方法で本サービスを利用すること
 - 16) 当社の事業活動または本プログラムの運営を妨害すること
 - 17) 本サービス運営するためのコンピュータ、サーバ、ネットワーク若しくはシステム等に対して過度に負荷をかけること、またはサイバー攻撃、不正アクセス若しくはハッキング等を行うこと
 - 18) 本サービスに関連するシステム、ソフトウェアまたはアプリケーション等に対してリバースエンジニアその他の解析を行うこと
 - 19) コンピュータ・ウイルス等の有害なプログラム等を送信し、または掲載すること
 - 20) イーサリアム・ブロックチェーン（関連レイヤーを含む）、スマートコントラクト、ウォレット等に対して、サイバー攻撃、不正アクセスまたはハッキング等を行うこと
 - 21) 登録情報を偽ること、または虚偽の情報を当社に提供すること
 - 22) アカウント登録の申込時に登録拒否事由に該当しているにもかかわらず、これを偽ってアカウント登録の申込みを行うこと
 - 23) 本サービスを利用せずに本プログラム上のトークン取引を行うこと
 - 24) 出品者が自ら出品したトークンを購入すること
 - 25) トークンの価格変動を生じさせることを目的とした虚偽表示、虚偽告知、風説の流布、または馴合取引等を行うこと
 - 26) マネー・ロンダリングまたはテロ資金供与を行い、関与し、または助長すること
 - 27) トークンを金融商品取引法上の有価証券、資金決済法の適用を受ける前払式支払手段、電子決済手段、暗号資産、為替取引その他送金・決済手段等として利用すること
 - 28) 上記各号の行為について第三者に教唆又は幫助すること
 - 29) 上記各号の他、弊社が合理的理由により不適切であると判断した行為
2. 参加者が前項の行為をしたことに起因または関連して、当社、他の参加者または第三者に損害が生じた場合、参加者は当該損害を賠償及び補償するものとします。

第35条（登録取消等）

- 1 当社は、参加者が以下の各号のいずれかに該当する場合、事前の通知や催告なく本プログラムへの登録を取り消すことができるものとします。
 - 1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - 2) 登録情報に虚偽の事実があることが判明した若しくは虚偽である可能性があるとして当社が判断した場合
 - 3) 当社、他の参加者、その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的、もしくは方法で本サービスを利用した、または利用しようとした場合

- 4) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
 - 5) 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合
 - 6) 営業の廃止、変更、譲渡、または解散の決議をしたとき
 - 7) 自ら振出し、もしくは引受けた手形、もしくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、または手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
 - 8) 差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあった場合
 - 9) 租税公課の滞納処分を受けた場合
 - 10) 死亡した場合
 - 11) 当社からの連絡に対して応答がない場合
 - 12) 参加者が当社もしくは当社従業員に対して、社会通念上不適切な言動を行った場合
 - 13) 当社が本人確認に応じるように求めたにもかかわらず、これに応じない場合
 - 14) 当社がマネー・ローンダリング等の危険性が高いと判断した場合
 - 15) その他、当社が本プログラムへの参加が適当でないと判断した場合
- 2 当社は、本条に基づき生じた参加者の損害について、一切の責任を負いません。
- 3 本条の定めにより本プログラムへの登録が取り消された場合、当社は当該参加者にその理由を明示する義務を負わず、関連する全ての登録情報およびデータを抹消することができるものとします。また、受領した書類等の返還義務も負わないものとします。

第36条（権利帰属）

- 1 当社ウェブサイト及び本サービスに関する所有権及び知的財産権は全て当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に定める登録に基づく本サービスの利用許諾は、当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。参加者は、いかなる理由によっても当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これらに限定されません。）をしないものとします。
- 2 本サービスサイト上において、参加者が投稿その他送信を行った文章、画像、動画その他のデータについては、本プログラムの目的を逸脱しない範囲内で当社において、無償で利用（複製、複写、改変、第三者への再許諾その他のあらゆる利用を含みます。）することができるものとします。

第37条（反社会的勢力の排除）

- 1 参加者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - 1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- 5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき 関係を有すること
- 2 参加者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為 を行わないことを確約するものとします。
- 1) 暴力的な要求行為
 - 2) 的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の 業務を妨害する行為
 - 5) その他前各号に準ずる行為
- 3 参加者が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、参加者との取引を継続することが不適切である場合には、参加者は当社から請求があり次第、当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
- 4 前項の規定の適用により、参加者に損害が生じた場合にも、当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、参加者がその責任を負うものとします。

第38条 (自己責任の原則)

- 1 参加者は、本サービスにおける出品、販売、購入、表示、閲覧等は全て自己責任で行うものとします。
- 2 参加者が本サービスサイト上で取引を行ったことにより生じた損益及び結果は、全て参加者に帰属し、当社は何ら責任を負わないものとします。
- 3 参加者が制限行為能力者である場合は、必ず法定代理人等に本規約等を読ませ、かつ、当該法定代理人等の同意等を得た上で本プログラムに参加するものとします。当該法定代理人等は、当該制限行為能力者による本プログラムへの参加および本サービスの利用について、全ての責任を負うものとします。
- 4 参加者が本プログラムに参加した時点で制限行為能力者であり、法定代理人等の同意を得ていなかった場合でも、行為能力者となった後に本プログラムを利用したときは、制限行為能力者であったときに行ったすべての行為を追認したものとみなします。

第39条 (保証の否認)

- 1 当社は、参加者に対し、本プログラムおよび本サービスの利用に関して、利用者の特定の目的に適合すること、完全性、正確性もしくは有用性を有すること、不正トークンが出品されていないこと、継続的に利用できること、もしくは不具合が生じないことについて、明示または黙示を問わず、何ら保証するものではありません。
- 2 当社は、参加者に対し、本サービスサイト上で取引されるトークンの価格が当該トークンの公正な市場価値を反映したものであること、またはトークンの価格が保有者の不利に変動しないことについて何ら保証するものではありません。

第40条 (損害賠償責任)

- 1 参加者が本プログラムの参加および本サービスの利用に起因して損害を被ったときは、契約責任、不法行為責任その他の法律上の請求原因のいかんを問わず、当社の責に帰すべき事由があるときに限り、当社は責任を負担します。当社の当該責任は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社の行為に直接起因して現実に生じた通常損害に限るものとし、特別損害、間

接損害、付随的損害または逸失利益に係る損害等については何ら責任を負わないものとします。

第41条（免責）

1 当社は、イーサリアム・ブロックチェーンおよびその関連レイヤー（レイヤー2ソリューションやオフチェーン・システムなどを含む）（以下、「ブロックチェーン」といいます。）を保有、運用、または管理するものではないため、これらが利用者の特定の目的に適合すること、完全性、正確性、または有用性を有すること、継続的に利用できること、あるいは不具合が生じないことについて何ら保証するものではありません。

2 ブロックチェーンに起因または関連して参加者に損害が生じた場合でも、当社は何ら責任を負わないものとします。但し、当社がブロックチェーン上に作成したスマートコントラクトのプログラムについてはこの限りではありません。

3 ブロックチェーンのハードフォークが生じた場合でも、新たに生じた暗号通貨について当社は何ら関与しないものとし、当該ハードフォークに起因または関連して参加者に損害が生じた場合でも、当社は何ら責任を負わないものとします。

4 参加者は、ブロックチェーン上のガス代が当社の管理や決定によるものではなく、かつ変動が予測できないものであることを理解し、いかなる場合でも返還されないことを承諾するものとします。

6 参加者は、取引をする際に、自己の責任と負担により、ネットワーク手数料であるガス代の上限を設定するものとします。

7 本サービスの利用には、トークンの保有および移転のために、本規約第6条5項に定める第三者が提供するサービス（ウォレットを含みますが、これに限られません。）を利用する必要があります。参加者は第三者が提供するサービスに関しては、当該第三者の定める利用規約等を遵守するものとします。これらの第三者が提供するサービスに起因または関連して参加者に損害が生じた場合でも、当社は何ら責任を負わないものとします。

8 当社は、参加者の責に帰すべき事由により生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

9 当社は、暗号通貨の相場変動に起因する損失について、一切の責任を負わないものとします。

10 公式マーケットプレイス外で行われたトークンの取引およびウォレット間直接移転については、当社は当該取引の正当性・安全性を一切保証せず、これに起因または関連して参加者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負いません。参加者は、かかる取引または移転がサステナプラスの規約に反し、または推奨されない行為であることを十分に理解し、自己の責任と判断において移転を行うものとします。

第42条（公租公課および税務申告）

1 本サービスの利用に関連して参加者に課される公租公課は、参加者が負担するものとします。

2 参加者は、本プログラムにおける報酬の受領や取引に関して、関係法令にもとづく税務申告およびその他の必要な手続きを、自己の責任において確認・遂行するものとします。

第43条（本規約等の変更）

1 本規約は、法令の制定・改廃や解釈変更、行政機関からの指導・命令、自主規制規則の制定・改廃その他業務上の必要が生じた場合、民法第548条の4の規定に基づき変更されることが

あります。この場合、当社は変更の内容およびその効力発生日について、次条で定める方法により、事前に参加者へ周知します。

2 参加者は、変更後の規約の効力発生日以降も本プログラムに参加または本サービスを利用した場合、当該変更後の規約に同意したものとみなします。

第44条（通知）

1 当社から参加者への通知は、特に定めがない限り、アカウント情報に登録された電子メールアドレスへの電子メール送信、本サービスサイト上のお知らせ掲載、その他当社が適切と認める方法により行います。

2 前項の方法により当社が参加者へ通知を行った場合、電子メールについては送信時に、お知らせ掲載については掲載時に、各通知が参加者に到達したものとみなします。

第45条（個人情報の取り扱い）

1 当社は、参加者の個人情報を、本サービスサイト内に定めるプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。

2 参加者は、当社が参加者の個人情報をプライバシーポリシーに準拠して取り扱うことに同意するものとします。

第46条（API利用について）

ホストが、本サービスの利用に際して、API接続を行う場合は、別途定める「API利用規約」に従うものとします。

第47条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因または関連するすべての紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第48条（協議）

当社および参加者は、本規約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合、相互に信義誠実の原則に基づき協議し、速やかに解決を図るものとします。

附 則

2024年11月1日 制定

※CoinGeckoは、シンガポールに本拠を置く**Gecko Labs Pte. Ltd.**が運営する、世界最大規模の暗号通貨情報サービスです。暗号通貨市場に関する価格情報、取引量、市場キャップなどのリアルタイムデータを中立・公平な視点で提供しており、その信頼性の高さから世界中で広く支持され、多くの取引プラットフォームや関連メディアに引用されています。